

第7回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和6年3月28日（木）

14時30分～15時20分

場所：逗子市役所5階 第1・2会議室

出席者

- 〔メンバー〕 飯野 幸、菊井 健一、來嶋 政史、山口 学、山口 正志、菊池 俊一、
横山 奈緒子、和田 修芳、菊池 千春、岡田 和夫、岩佐 正朗、
歌代 光雄（高松 智一代理）、（順不同、敬称略）
- 〔オブザーバー〕 横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課
- 〔事務局〕 逗子市市民協働部経済観光課
課長 黒羽 秀昌、係長 楠元 仁、主事 宮上 敦久、主事 長田 将輝

欠席者

- 〔メンバー〕 田中 美乃里、熊岡 寛展、黒田 尚弘、若菜 克己、横山 健、
瀬田 敦子、徳本 恒徳
- 〔オブザーバー〕 逗子警察署地域課、鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、
横須賀土木事務所許認可指導課、公益財団法人かながわ海岸美化財団

会議公開の可否

可

傍聴者

3名

会議次第

1. 開会
2. 議題
 - （1）2024年度の逗子海水浴場ルールについて
 - （2）その他
3. その他

配布資料

- 資料1. 逗子海水浴場の運営に関する検討会スケジュール案
- 資料2. 2024年度（令和6年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）
- 資料3. 2024年度（令和6年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール新旧対照表（案）
- 資料4. ルール改正部分の説明資料
- 資料5. 音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱
- 資料6. 「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」の手続きの流れ
- 資料7. 令和5年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書の項目について

1 開会

- ・事務局より、メンバーの出欠と検討会は傍聴できることについて説明を行った。
- ・事務局より、配布資料及び参考資料の確認を行った。
- ・本日の会議の趣旨説明を行った。
 - 2月に市長へご提出いただいた「令和5年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書」を踏まえて「2024年度（令和6年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）」を作成したため、協議・検討いただき、ルール案をまとめていきたい。
 - 海開きから逆算すると次回検討会は4月下旬の見込みとなるが、今回でルール案が固まれば、次回検討会は開催せず、最終的な案を書面でご確認いただきたい。

2 議題

（1）2024年度逗子海水浴場のルールについて

- ・事務局から2024年度（令和6年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）について、変更箇所を中心に説明を行った。
 - I 基本事項 3 海岸占用・海水浴場開設期間等
海水浴場開設期間について、例年同様の考え方から、6月28日から9月1日とした。
また、開設期間にあわせて建築期間、解体期間、占用期間を変更している。
なお、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等の対応については、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になり1年が経過するため、削除している。
 - IV 海の家営業に関するルール
検討会報告書の内容を踏まえ、海を家のルールの順守を徹底させるため、「組合としてもルールの順守状況を確認する。」という文言を追加した。
 - 1 営業に関する注意事項及びルール （2）営業時間
検討会報告書の内容を踏まえ、安心安全な海水浴場を維持できているものの、来場者が減少している課題があるなかで、日中の暑さから夕涼みのニーズも高まっていることから、地域住民の生活環境や海水浴場の風紀を維持しつつ、より多くの市民に海水浴場に親しんでもらい、魅力を高める方策となり得るかを検証するために、期間を定めて営業時間を試行的に21時00分とすることを盛り込んだ。
検証にあたっては、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀への影響、来場者の満足度などをアンケート等から検証することを想定している。
 - （5）イベントの禁止
検討会報告書の内容を踏まえ、ファミリービーチにふさわしいイベントを検証するために、海を家のイベントを試行的に許可することを盛り込んでいる。
検証内容については、営業時間と同様を想定している。
 - （9）風紀上の対策
検討会報告書の内容を踏まえ、水上オートバイ操縦者への酒類提供を行わない旨を明記した。
 - VIII 参考資料
試行的に音楽イベントを実施するにあたり、「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」を追加した。

- ・Ⅳ海の家の営業に関するルール 1 営業に関する注意事項及びルール (2) 営業時間について、次のとおり議論があった。
 - 最後の砦となるため、新宿自治会としては営業時間もイベントも試行に反対を表明したい。3月に2回会議があり、理事と班長には概略を説明したが、海岸近くの住民からの反対は根強いいため、慎重に進めていただきたい。
 - 検討会報告書の事項を改めて確認した。メンバーとしても細部を覚えていられない部分があるため、試行についてはできればポスター等を作って掲示板等で分かりやすい広報をして認知してもらえらる方法をとってもらいたい。
 ⇒検討する。ご意見感謝する。
 - 閉店時間が遅くなることで青少年に良い影響はないため、団体の中では反対の意見が多く、団体としては反対だが、いちメンバーとしてはこのような形で試しにやってみることは理解できる。できるだけ現場を見て検証したい。検討結果を見て、今後についての発言をしていきたい。
 - 積極的に賛成ではないが、中止条件を厳しく設定しているため、実施したうえで市と組合にしっかりと検証してもらいたい。検証については、ルールに規定しなくてもいいが、口頭での説明のみでなく文書で示してほしい。
 - 海岸を楽しむ立場としては営業時間が延びることは嬉しく思う。ただ、夏が終わったタイミングで検証して悪かったとなることは悲しいため、試行中にも検証して変更を加える等取り組んでほしい。
 ⇒試行中からご意見をいただける検証方法を検討していきたい。
 - 試行期間中の合同パトロールの予定はあるか。
 ⇒今後日程調整となるが、試行期間中に状況をご確認いただき、ご意見を集めるべきと認識している。全体で集まってパトロールを実施するのか、メンバーがそれぞれのタイミングで見えていただいて後ほどご意見をいただくのかは調整していきたい。
- ・(5) イベントの禁止について、次のとおり議論があった。
 - 有料イベントを実施してもいいのか。
 ⇒イベントの定義において、有料無料を問いていない。
 - 海岸映画祭が、海岸を占有しているにもかかわらず有料なことに市民としては憤りを感じるため、同じようにならないといい。
 - できることならイベントの実施は予め早めに教えてほしい。
 ⇒試行実施した状況を見ていただき、ご意見をいただきたいため、事前に情報提供していきたい。
 - イベント企画者は海岸組合と市のどちらに申請するのか。海水浴場開設前に申請するのかなど、ルールを決めないといけない。直前に申請されても対応できないと思う。
 ⇒海の家イベントのルールであるため、海の家以外の方が開催することは想定していないが、海の家とのタイアップ企画などは可能と考える。
 - 海の家から海岸組合に相談がきて、一緒に内容を考えてこれなら申請できるとなったなら、音楽イベント以外は2週間前までに市に申請する。海岸組合が認めないこともある。市が認めないこともある。海岸組合にはもう少し早く相談してもらうことになると思う。

⇒補足させていただくと、音楽イベントについては、市の許可以外に神奈川県「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」の手続きが必要になる。逗子海水浴場ではこれまで音楽イベントが禁止であったため、これまでこの要綱の手続きを経ることはなかったが、県内の海水浴場で音楽イベントを行う場合、この手続きが必要になる。海岸組合から音楽イベントの実施計画書の提出を受けた県は、実施計画書を資料6記載の関係機関に送付し、関係機関は所管する法令等に適合しているかチェックすることになる。県への実施計画書の提出期限は早期に設定されている。

- 実施計画書の添付資料に会場の広さの項目があるが、集客の見込みや何人集まった場合にこういった影響があるかなども見ていけると良いと思う。

⇒どういったイベントの希望が出てくるかという点についても検証すべき点と考えている。集客については、海の家イベントであるため、家の中で収まる規模を考えている。内容に応じてどこまでの影響があるか分からないため、事前に一律にルールを決めにくく、申請された企画の内容を一件ずつ審査の中で見ていきたい。

- 動員人数などを決められないことは理解できるが、考えておく必要はある。街中で人が集まりすぎて収拾がつかなくなると警察は中止命令を出してやめさせるが、海岸はそういった対応をする人がいないと思う。いざという時に抑止力となり得るものがあるといい。

⇒ルール案にイベントの中止条件を盛り込んでおり、指導に従わない場合等は、当該イベントを中止することとしている。

- 実際に誰が中止させるのか。

⇒海の家単体で開催せず、海岸組合と共催のため、まずは海岸組合がしっかりと対応することを想定しているが、それでも収拾がつかない場合は、海水浴場の管理者である市が対応する。

- 音楽イベントは危険ではないかと思っているが、一度イベントが中止になった海の家が別のイベントを実施することはできるのか。

- 組合として許可しない。

⇒市と海岸組合がともに動いていく。

- 知名度の高い人を呼んだ場合、客の制御ができないと思う。

- 審査の期間でしっかり対策などを決めるということだと思う。

- イベントを実施する海の家にルールを貼り出すなど、実施者自身を守るべきルールを自覚できるようにしていただきたい。

- 条例改正からこれまでの経緯を踏まえうえで提案しており、これまで組合内の抑止力を強化してきた。中止となれば即刻中止という内部でのルールを作ってきている。

- 抜け道のようなことをされたらどうするのか。

- 厳格に処分していく。

- 海岸組合の対応を信用するということなのだと思う。営業時間の試行についてもこれまで海岸組合が取り組んできたからなのかと思う。

・ 其他ルール案全般について特に意見はなかった。

⇒反対意見や試行を認める意見もあったが、検討会としてはルール原案のとおり、承認かどうか、確認いただきたい。

- ・事務局提案のルール案のとおり、認めるか。
 - 異議なし。

3 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
 - ルール案はご承認いただいたため、この内容で手続きを進めさせていただく。ご検討・協議に感謝申し上げます。
 - 試行的取組の検証案については後日お示しさせていただく。
 - 合同パトロールやイベントの実施については、別途案内させていただくので、現場に足を運んでいただき、検証にご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

以上